

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請	【告示】	環境管理課	目次
○ "		"	
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定		循環型社会推進課	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始	【公告】	"	
○ 一般競争入札の実施		情報政策課	
○ 訪問販売に関する業務の停止		くらし安全安心課	
○ 不適正な取引行為の内容等の公表		"	
○ 岡山県医療審議会からの答申		医療推進課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ "		"	目次
○ 一般競争入札の実施	【人事委員会】	警察本部会計課	
○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	【選挙管理委員会】 (県例規集登載)	人事委員会	
○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	【公安委員会】	選挙管理委員会	
○ 資金管理団体の届出事項の異動		"	
○ 資金管理団体の指定取消し		"	
○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		"	
○ 猟銃等講習会の開催	(県例規集登載)	交通安全企画課	
○ 年少射撃資格講習会の開催		生活安全企画課	
○ "		"	

◎岡山県告示第三百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種	類	46－イ 有機化学工業製品製造業 の用に供する水洗施設 R－6－7		同左	
能	力	8.0m ³ ／h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約 1 週間		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	3.9	4.7	同左	
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5		
	C O D (mg／ℓ)	300	400		
	S S (mg／ℓ)	33	57		
	油 分 (mg／ℓ)	32	41		
	T－N (mg／ℓ)	19	38		
	T－P (mg／ℓ)	6	10		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	8	15		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年 7 月 24 日から同年 8 月 14 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第三百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 内外電機株式会社

住 所 大阪府東大阪市西堤本通東一丁目 1-1

氏 名 代表取締役 丹羽 一郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 内外電機株式会社津山工場

所在地 岡山県津山市綾部1905

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設		同左	
能 力		1,300台S E T／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後約2週間		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	28	32	同左	
	p H	7.5～9.0	7.5～9.0		
	B O D (mg／ℓ)	15	20		
	C O D (mg／ℓ)	15	25		
	S S (mg／ℓ)	20	30		
	油 分 (mg／ℓ)	3	5		
	T－N (mg／ℓ)	7	10		
	T－P (mg／ℓ)	9	15		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年7月24日から同年8月14日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第三百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

井原市青野町字左谷七一〇番一、七一一番、七一二番、七一三番、七一四番一、七一七番、七一一番二、七一一番、七二一番

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、平成二十七年六月十八日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部備中線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市備中町西山字高山一九〇〇番四四 地先から 高梁市備中町西山字山ノ神後一九〇九番 一地先まで	新	六・五 三〇・五	四〇二・五
高梁市備中町西山字高山一九〇〇番四四 地先から 高梁市備中町西山字山ノ神後一九〇九番 一地先まで	旧	四・〇 一〇・〇	四〇二・五

◎岡山県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大野部備中線	高梁市備中町西山字高山一九〇〇番四四地先から 高梁市備中町西山字山ノ神後一九〇九番一地先まで	平成二十七年七月二十四日

〔二九七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 1 式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

平成28年1月1日から平成30年12月31日まで

(4) 履行場所

本県の出先事務所等

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価(本件役務を3年間提供するものとして算定した回線使用料総額の36分の1に相当する額)を記載すること。

なお、落れ決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落れ価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに平成27年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年岡山県告示第39号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を有していること。

(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定により総務大臣の登録を受

けている電気通信事業者又は同法第16条第 1 項の規定により総務大臣に届出を行っている電気通信事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2 (1) の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086－226－7264（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086－226－7265（直通）

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年 7 月24 日（金）から同年 8 月19 日（水）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。また、入札説明書は岡山県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) から入手することもできる。

ウ その他

仕様書の交付時には、機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成27年7月24日(金)から同年8月19日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成27年9月3日(木) 午前10時
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒

に 1 (1) の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。)をもって平成27年 9 月 2 日 (水) の午後 5 時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第131条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第 1 項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書を提出した者は、平成27年 9 月 2 日 (水) までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be serviced :

Service of network line for branch office of Okayama Prefectural Government

- (2) Service period

From 1 January, 2016 through 31 December, 2018

- (3) Time limit of tender :

10 : 00 AM 3 September, 2015

- (4) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama Prefectural Government

2－4－6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700－8570, Japan

TEL : 086－226－7265

〔二九八〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十七年七月九日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社日本エコプランニング

主たる営業所の所在地 岡山県岡山市南区豊成三丁目二番一五号

代表者の氏名 加地 直人

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

2 期間

平成二十七年七月十日から同年十月九日までの三月間

四 処分の原因となった事実

株式会社日本エコプランニング（以下「同社」という。）は、次のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

1 勧誘目的の不明示（法第三条）

同社において販売・勧誘を行った者（以下「販売・勧誘者」という。）は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、消費者に対し、訪問販売の勧誘に先立って、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。

2 再勧誘（法第三条の二第二項）

販売・勧誘者は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、勧誘を継続した。

3 書面記載不備（法第五条第一項）

販売・勧誘者は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る売買契約を締結したとき、代金の支払時期及び支払方法、商品の引渡時期、契約担当者の氏名並びにクーリング・オフに関する事項が明確になるよう記載した書面を購入者へ交付しなかった。

4 不実告知（法第六条第一項第一号）

販売・勧誘者は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をする際に、商品の内容について不実のことを告げた。

5 債務不履行（法第七条第一号）

同社は、訪問販売に係る売買契約に基づく債務及び訪問販売に係る売買契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行について、正当な理由がないにもかかわらず履行しなかった。

〔二九九〕岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）第十九条第一項の規定により、次のとおり不適正な取引行為の内容等を公表する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 不適正な取引行為を行った者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社日本エコプランニング

主たる営業所の所在地 岡山県岡山市南区豊成三丁目二二番一五号

代表者の氏名 加地 直人

二 不適正な取引行為の内容

株式会社日本エコプランニング（以下「同社」という。）は、次のとおり条例に違反する行為を行っているものと認められた。

1 取引に関する重要な情報を提供せず契約を締結させること。（条例第十六条第一号及び岡山県消費生活条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三十三号。以下「規則」という。）別表の一の項(2)）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る売買契約を締結したとき、消費者に対し、代金の支払時期及び商品の引渡時期に関する情報を明確に提供しなかった。

2 商品の内容について事実と異なることを告げて契約の締結を勧誘すること。（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項(4)）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をする際に、商品の内容について不実のことを告げた。

3 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず契約の締結を勧誘すること。（条例第十六条第二号及び規則別表の二の項(2)）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、勧誘を継続した。

4 債務の完全な履行をせず、商品又は役務を契約の趣旨に従って供給しないこと。（条例第十六条第五号及び規則別表の五の項(1)）

同社は、訪問販売に係る売買契約に基づく債務及び訪問販売に係る売買契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行について、正当な理由がないにもかかわらず履行しなかった。

〔三〇〇〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年五月二十九日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年七月九日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔三〇一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市二井字美和田八〇〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区檜原五四六一三

景山 智啓

三 許可番号

岡山県指令建指第二七七号

〔三〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田四七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

島根県松江市東津田町一四三六一ニシンフォニーヒルズ三〇二

工藤 健雄

工藤 香織

三 許可番号

岡山県指令建指第四七号

〔三〇三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 1 式

(2) 借入物件の特質等

ガスクロマトグラフ質量分析装置仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成27年11月 1 日から平成32年10月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1 月当たりの単価（本件借入に係る物件を5 年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1 に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 に相当する額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7 年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるもの。

岡山県公報 第11705号 平成27年7月24日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する装置について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所長の確認を受けた者であること。
- ### 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
- 〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
- 電話（086）226－7538
- ### 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
- 〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 岡山県警察本部警務部会計課契約担当
- 電話（086）234－0110 内線2216
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

平成27年7月24日から同年9月10日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元

年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ80グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年9月16日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年9月17日 午前10時50分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年9月10日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:

Gas Chromatograph Mas Spectrometer 1 set

(2) Lease period:

From 1 November, 2015 through 31 October, 2020

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 16 September, 2015

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同条同項」を「同項」に改める。

第十条第一項中「第二十五条の四第一項第一号」を「第二十五条の十二第一項第一号」に改める。

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第四条に定める伝染病防疫作業従事職員の手当

第二十四条第六項を次のように改める。

6 条例第三十六条第四項の人事委員会規則で定める場合は、同一の日に、次に掲げる手当の支給対象となる作業等の二以上に従事した場合及び次に掲げる手当の支給対象となる作業等と当該手当以外の手当の支給対象となる作業等に従事した場合とする。

一 条例第四条に定める伝染病防疫作業従事職員の手当（同一の日に、同条第一号及び第二号に定める作業のいずれにも従事した場合にあつては、同条第一号に定める手当）

二 条例第二十三条第一項第一号及び第二号（条例第三十三条第十号に定める手当が支給される場合を除く。）に定める作業に係る災害応急作業等従事職員の手当

三 条例第三十三条第七号（同条第十三号又は第十七号に定める手当が支給される者に限る。）に定める作業に係る警察職員の手当

四 条例第三十四条第二項及び第三十五条に定める教育職員の手当

五 条例附則第四項各号及び第七項各号に定める作業に係る災害応急作業等従事職員の手当

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられた支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第九支部

成 本 俊 一

岡 崎 寿 志

岡山市東区西大寺中一―四―三一―三

○

平成二七・ 六・一七

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

佐藤辰美後援会

小 野 圭 亮

江 田 啓 一

都窪郡早島町早島四六八―二

平成二七・ 六・二五

政治結社愛誠國同志會

田 口 昇

飯 田 祐 一

岡山市南区福富中二―六―二八

〃 六・ 三

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

公明党岡山県本部 谷 合 正 明 代表者の氏名

谷 合 正 明

景 山 貢 明

平成二七・五・二三

〃 〃 会計責任者の氏名

増 川 英 一

山 田 総 一 郎

〃 〃 〃

公明党岡山第三総支部 荒 島 俊 造 主たる事務所の所在地

岡山市南区福田三四五一六

岡山市南区当新田四四五―三二

〃 〃 〃

〃 〃 代表者の氏名

荒 島 俊 造

景 山 貢 明

〃 〃 〃

自由民主党岡山県支部 橋 本 岳 代表者の氏名

橋 本 岳

加 藤 勝 信

〃 〃 六・七

連合会

自由民主党岡山県トラ 壺 坂 須 美 男 代表者の氏名

壺 坂 須 美 男

新 見 健

〃 〃 六・一五

ツク支部

民主党岡山県第5区総 柚 木 道 義 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町鴨方一一四三

浅口市鴨方町深田二三三四―一

〃 〃 五・二〇

支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

岡山県建築士事務所政 宮 崎 勝 秀 代表者の氏名

宮 崎 勝 秀

貴 田 茂

平成二七・五・二九

経研究会

岡山県社会保険労務士 林 光 洋 〃

林 光 洋

廣 瀬 信 博

〃 〃 六・一一

政治連盟

岡山県獣医師政治連盟 春 名 章 宏 〃

春 名 章 宏

三 宅 忠 篤

〃 〃 五・二九

岡山県トラック政治連 壺 坂 須 美 男 〃

壺 坂 須 美 男

新 見 健

〃 〃 六・一五

盟									
岡山市薬剤師連盟	小山敏章	〃	小山敏章	高木秀彦	〃	六・七			
近藤吉一郎後援会	松村丞二	主たる事務所の所在地	津山市山方一九五―二六	津山市山方一二四七	〃	六・九			
〃	〃	会計責任者の氏名	塚田貴信	頼本二男	〃	〃			
延原まさのり後援会	難波正元	〃	延原禎子	延原嘉寛	平成二六・	六・八			
花房ひさし後援会	花房尚	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二―三	津山市小田中一三〇〇―一五	平成二七・	五・一			
八木茂後援会	水畑千歳	代表者の氏名	水畑千歳	坪井徹臣	〃	六・四			
やない弘後援会	柳井弘	主たる事務所の所在地	岡山市北区西古松二三七―一二六	岡山市北区下中野二七七―六	〃	五・一			

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県岡山市第十五支部

北川 あえ

平成二七・五・三一

自由民主党岡山県真庭市・真庭郡第一支部

浅野 實

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

景山つぐあき後援会

景山 貢明

平成二七・五・三一

片岡きく子後援会

藤原 一朗

平成二六・一二・三一

川端恵美子後援会

川端 恵美子

平成二七・五・三一

北川あえ後援会

柳井 弘

〃 〃

熊沢義郎後援会

熊澤 美智子

〃 六・二四

小林健伸後援会

内藤 勝輔

〃 六・一六

としやす哲也後援会

敏安 哲也

〃 五・三一

福田広美後援会

竜門 宇市

平成二六・四・一

安原稔後援会

安原 稔

平成二七・五・三一

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
花房 尚	花房ひさし後援会	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二―三	津山市小田中一三〇〇―一五	平成二七・五・一
柳井 弘	やない弘後援会	〃	岡山市北区西古松二三七―一二六	岡山市北区下中野二七七―六	〃

◎岡山県選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
平成二十七年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
景山 貢 明	景山つぐあき後援会	平成二七・五・三一
川端 恵美子	川端恵美子後援会	〃
敏安 哲也	としやす哲也後援会	〃
安原 稔	安原稔後援会	〃

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項に規定する内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。）に基づく」を「法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う」に、「公道実証実験事業」を「公道実証実験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十七年十一月十一日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成二十七年十月七日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十七年十月十四日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年十月二十一日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター （山陽ハイツ）
	平成二十七年十月二十九日	午後一時	真庭市江川八二―一 真庭警察署
	平成二十七年十一月四日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十七年十一月二十九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年十二月九日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十七年十二月十六日	午後一時	備前市伊部二七六―一 備前警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提

出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百三十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十七年七月二十四日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時		場 所
平成二十七年十月三十日（金） 午前十時		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
平成二十七年十一月二十日（金） 午前十時		
平成二十七年十二月十八日（金） 午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。